

事務事業名	地域支援事業	担当部局	保健福祉部
基本目標	第2章 ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	2心かよう地域福祉づくり(地域福祉)	担当係名	包括支援センター準備室
施策	福祉人材の育成・支援		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	介護保険は「高齢者の自立を支援すること」などを目的として創設されました。今回の制度改正で重視されている「介護予防」は、高齢者が介護が必要になることを防いだり、介護が必要になってもそれ以上悪化しないようにして、高齢者の自立を支援することが目的です。 地域住民すべての心身の健康の保持及び生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を総合的に支えるために、地域包括支援センターを設置し、地域支援事業を実施します。	
事業の期間(開始/終了)	平成19年 4月/ 年 月	
根拠法令、条例、規則など	介護保険法第115条の39の1項	
事業が対象としている人(モノ)	特定高齢者及び一般高齢者	包括的支援事業(包括支援センター)
主な活動予定内容	介護予防特定高齢者施策(平成19年度高齢者人口の4%、平成19年度高齢者人口の5%を予定)に介護予防ケアプランを作成します。	
	新予防給付対象者に介護予防ケアプランを作成します。	
	総合的な介護や福祉に関する相談への対応や支援を行います。	
	ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。	
	高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他権利擁護のための事業を行い、高齢者の生活の維持を図ります。	

2. 事業の評価

項目	説明
必要性	5 市民ニーズを把握し、十分に高いことを確認している
	急増する高齢者ができる限り健康で活動的な生活が送れるように支援します。
緊急性	4 放置すれば、住民生活等にかなり大きな影響を与える恐れがある
	介護が必要な高齢者が減ることにより、介護給付費の抑制などの効果が期待できます。
妥当性	4 役割分担を考えたが、法的な問題などがあり、行政がやるべき事業であると判断した
	地域支援事業は公平・中立の観点から市町村が実施するよう介護保険制度で位置づけられています。
適切性	5 代替案を検討し、この事業(方法)がもっとも適切であると判断した
	地域支援事業は公平・中立の観点から市町村が実施するよう介護保険制度で位置づけられています。
市民への影響度	4 市民の広い範囲に対して便益が提供される事業である
	介護予防サービスが提供されることにより、健康保持及び生活の安定が図られます。
貢献度	5 施策の効果を高めるとともに、他の事業を廃止・縮小・統合できるなど、施策全体をより今まで行われていた介護予防サービスを継続的、効果的に提供するため効果が期待できます。

3. 事業の方向性

所管課長評価	平成18年4月から制度見直しの一環として、地域における高齢者の心身の健康維持及生活の安定のために必要な援助を実施して、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として「地域包括支援センター」を平成19年4月に設置し、高齢者に対し様々な職種が連携して支援できる体制を確立する。
政策推進面からの評価(企画)	総体的な福祉の観点からすれば、国の施策により制度の見直しをし、新たな組織を設置し推進することについては、理解させていただきました。しかし、事業推進の過程の中で、活動費として平成18年度、1,638万円、19年度、4,951万円の事業費に課題があるように思います。また、税の公平性から一定の受益者負担を考えるべきである。
財政面からの評価(財政)	事業実施にあたっては、費用対効果を念頭により効果の高い事業を選択されたい。また、他市の状況を踏まえ、受益者負担についても検討されたい。
決定権者判断	
予定通り要求	事業の円滑な運営を行うため、職員の確保、支援センターの設置場所の確保を早急に進める。